

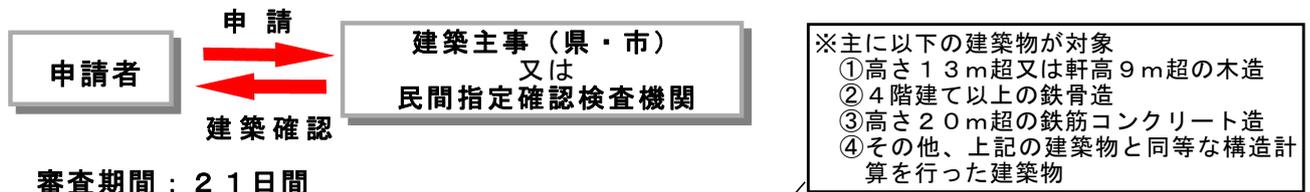
建築確認手続方法の変更と標準事務処理日数について

平成17年11月に発覚した構造計算書偽装事件のような問題を二度と起こさないために建築基準法が改正され、平成19年6月20日から施行されています。
この法改正により、建築確認の手続きが次のとおり変わりました。

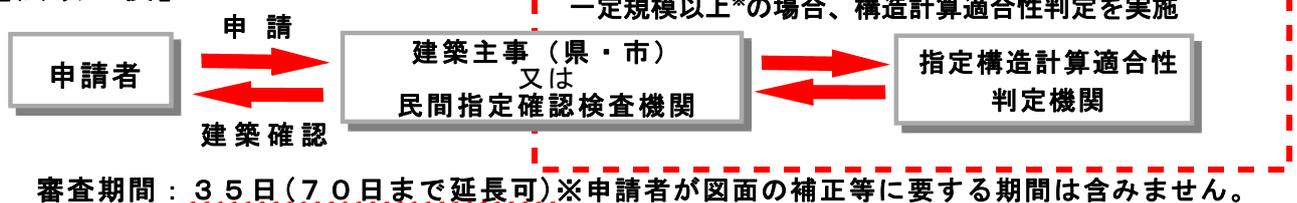
- ① 構造計算適合性判定制度の導入
高度な構造計算を行う建築物について、建築確認審査の途中で第三者機関による構造計算適合性判定が義務付けられました。また、対象となる建築物は、通常の申請費用に加えて判定手数料が別途必要となりました。
- ② 審査期間の延長
21日間 → 35日間に延長（詳細な構造審査が必要なものは70日間まで延長。）
※4号建築物（木造住宅等の小規模なものは、従来どおり7日間に変更無し）
- ③ 厳格な審査の実施
従来、設計者のチェックが不十分な設計図書であっても、審査段階での補正が認められていましたが、法改正後は軽微なものを除き、再申請が必要となりました。

法改正前後の建築確認手続方法の違い

【法改正前】



【法改正後】



建築確認の標準処理日数について

建築基準法改正施行後、全国的に建築確認件数が落ち込み、建築確認審査の長期化が原因の一つとして指摘されています。
このため、鳥取県では建築確認審査の標準処理日数を定め、建築確認の円滑化を図ります。

【標準処理日数】

建築物の区分	面積区分等	審査等にかかる日数			
		(事前協議)	審査	構造判定	合計日数
1～3号建築物 ・木造以外で2階建以上や不特定多数が利用する建築物等	～500㎡	(7日)	6日		6日
	500㎡～1000㎡	(9日)	7日	24日	31日
	1000㎡～	(11日)	8日	25日	33日
4号建築物 ・木造2階建住宅等	消防同意無し	(2日)	3日		3日
	消防同意有り	(2日)	5日		5日

- ※①申請先及び所管の消防局と事前協議を行った建築物に限ります。
②上記の日数は、申請者に対して補正や追加資料の提出を指示した日から、それらが完了するまでの日数は除きます。
③は、一般的に構造計算適合性判定が想定される部分ですが、この部分以外でも建物の計画によっては判定の対象となる場合もあります。
④限界耐力計算法や避難安全検証法等の特殊な検証法を用いた建築物、複雑な形態の建築物については、審査の日数が延びる場合があります。

※裏面もご覧ください

建築主の皆様へのお願い

- (1) 設計条件や要求事項について、設計者と事前に綿密に打合せを行い、意匠・構造・設備の設計図書が相互に整合がとれていることを確認した上で、確認申請を行って下さい。
- (2) 予め、設計図書の作成や確認申請の手続きに必要な期間を考慮し、余裕のあるスケジュールを設定してください。(構造計算適合性判定の対象となる建築物の場合は、判定に要する期間も考慮してください。)
- (3) 設計内容の変更を行う場合は、軽微なものを除き、**計画変更確認申請の手続きが必要**となります。工事スケジュールにも影響しますので、当初の確認申請の前に十分な打ち合わせを行い、大きな変更を生じることのないよう、設計内容を固めておかれることをお勧めします。(計画変更確認申請には申請費用が必要です。)
- なお、計画変更確認申請が必要な場合には、その確認済証交付後でなければ、変更に係る内容の工事に着手することができません。

◆建築確認申請窓口、相談窓口等のご案内

①鳥取県内の確認申請受付窓口

窓 口	所在地・電話	対象物件
東部総合事務所生活環境局建築住宅課	鳥取市立川町6丁目176 電話0857-20-3648	岩美郡、八頭郡の物件
中部総合事務所生活環境局建築住宅課	倉吉市東巖城町2 電話0858-23-3235	東伯郡の物件
西部総合事務所生活環境局建築住宅課	米子市糺町1丁目160 電話0859-31-9753	境港市(4号建築物を除く)、 西伯郡、日野郡の物件
鳥取市都市整備部建築指導課	鳥取市尚徳町116 電話0857-20-3282	鳥取市内の物件
米子市建設部建築指導課	米子市加茂町1丁目1 電話0859-23-5236	米子市内の物件
倉吉市建設部景観まちづくり課	倉吉市葵町722 電話0858-22-8175	倉吉市内の物件
境港市建設部都市整備課	境港市上道町3000 電話0859-47-1062	境港市内の物件(4号建築物に限る)

※以下の民間指定確認検査機関でも受付しています。

(財)鳥取県建築住宅検査センター	鳥取市田園町3丁目375 電話0857-21-6702	鳥取県東部、中部の2000㎡以下の物件
ハウスプラス中国住宅保証(株)米子支店	米子市加茂町2丁目204 電話0859-37-2801	中国地方に所在する物件

②鳥取県の改正建築基準法等苦情・相談窓口

窓 口	内 容	所在地・電話
鳥取県生活環境部景観まちづくり課	苦情受付、法改正の概要、取扱い等に関する問い合わせ	鳥取市東町1丁目220 電話0857-26-7391

※建築物の設計に関する具体的な相談については、上記①の各管轄の建築確認申請窓口にお問い合わせください。

③国等による改正建築基準法相談窓口について((財)建築行政情報センター)

窓 口 名	内 容	連絡先等	受付等
電話相談室	改正建築基準法に基づく設計・施工・審査の実務者からの質問や相談の受付	電話番号：03-5206-6135	10:00~12:00 13:00~18:00 土日・祝日を除く
質 問 箱	改正建築基準法の運用に関するご質問の受付	ホームページアドレス http://www.icba.or.jp/kaisei/inq.php	随時
苦 情 箱	改正建築基準法の確認審査等に関する苦情の受付	ホームページアドレス http://www.icba.or.jp/kaisei/kujoyou/cla.php	随時

④民間建築関係団体による相談窓口

窓 口	内 容	申込先・相談場所
建築確認申請支援センター (社)日本建築構造技術者協会鳥取事務局)	構造設計者に対して、建築構造基準の見直し内容、申請図書の作成方法等を面談方式で直接アドバイス	(社)鳥取県建築士会内JSCA鳥取会議室 ファクシミリ0857-37-2024 ※予め、上記番号へファクシミリで申し込んでください。